

記 者 発 表 資 料
平成 25 年 11 月 18 日
農林水産部農産園芸環境課
園芸振興班 高澤・本多 内線2843
環境対策班 堀内 内線2845

平成 25 年産秋そばの放射性物質測定結果について（第 13 報）

宮城県内で採取した秋そばについて、放射性物質検査の測定結果が出ましたのでお知らせします。

記

1 測定年月日

平成 25 年 11 月 15 日

2 測定分析機関

一般財団法人 材料科学技術振興財団
分析機器 ゲルマニウム半導体検出器

3 測定結果

測定した 4 点の全てにおいて、食品衛生法の規定に基づく放射性物質の基準値（100 ベクレル/kg）以下であり、安全性に問題がないことが確認されました。

この結果により、以下の旧村で生産された平成 25 年産秋そばは通常どおり出荷、販売等が可能となります。

測定結果の詳細については別紙のとおりです。

【平成 25 年産秋そばの出荷、販売等が可能となった旧町村】

市町村	出荷・販売等が可能となった旧町村	検査が終了していない旧町村
大郷町	旧大谷村	なし
大和町	旧吉田村、旧鶴巣村、旧落合村	旧宮床村

4 検査状況

① 検査済点数

検査点数 (計画)	検査済 点 数	不検出～ 50Bq/kg 以下	50Bq/kg 超～ 100Bq/kg 以下	100Bq/kg 超
321	48	48	0	0

※1 検査点数(計画)は、全量全袋検査の検査点数を除いたものである。

※2 検査点数は今後の収穫状況などにより変更あり。

② 検査終了した市町村数

検査対象 市町村数 (旧町村数)	検査終了 市町村数 (旧町村数)	一部解除済み 市町村数 (旧町村数)	検査未終了 市町村数 (旧町村数)
25 (89)	11 (21)	9 (19)	5 (49)

※旧町村数に全量全袋検査を実施する旧町村は含まれない。

【参考：平成25年産秋そばの出荷自粛解除の状況】

(1) 現市町村単位で出荷自粛解除済み

地区名	現市町村名 (旧町村数)
大河原	七ヶ宿町(1), 柴田町(1), 川崎町(2)
仙台	山元町(1), 仙台市(6), 大郷町(1), 大衡村(1)
石巻	東松島市(2), 石巻市(2)
気仙沼	気仙沼市(3), 南三陸町(1)
計	11市町村(21旧町村)

※太字は今回公表分です。

(2) 旧町村単位で出荷自粛解除済み

現市町村名 (旧町村数)	出荷解除した旧町村
白石市(5)	旧白石町, 旧越河村, 旧福岡村, 旧小原村
丸森町(5)	旧館矢間村
村田町(2)	旧村田町
名取市(3)	旧増田町, 旧愛島村
亘理町(2)	旧逢隈村
大和町(4)	旧吉田村, 旧鶴巣村, 旧落合村
大崎市(10)	旧沼部村, 旧大貫村, 旧田尻町
栗原市(19)	旧長崎村
登米市(7)	旧佐沼町, 旧登米町, 旧豊里町
計9市町村	計19旧町村

※太字は今回公表分です。

【参考】

○秋そばの放射性物質調査に関する基本的な考え方

- (1) 平成24年産検査で100Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された旧市町村：全量全袋検査
 - (2) 平成24年産検査で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された旧市町村及びその隣接旧市町村
：旧市町村毎に全戸相当検査（平均作付面積毎に検査点数を設定）
 - (3) (2)の対象区域となる旧市町村以外の地域で24年産検査において全戸検査密度で検査を行った地
域：旧市町村毎に3点を検査
 - (4) その他の旧市町村：旧市町村毎に1点を検査
- ※放射性セシウム濃度が基準値100Bq/kgを超えた場合は、地域的広がりを確認し、再度基準値を超過
した場合に旧市町村単位で出荷制限となる。

平成25年産秋そばの放射性物質測定結果

平成25年11月15日

分析機関:一般財団法人 材料科学技術振興財団

(単位:ベクレル/kg)

NO	採取場所 市町村名(旧市町村等)	採取日	放射性セシウム			
			セシウム 134 (検出下限値)	セシウム 137 (検出下限値)	セシウム 合計 (検出下限値)	食品衛生法の規 定に基づく放射 性物質の基準値
1	大郷町(旧大谷村)	H25.11.13	不検出 (5.1)	不検出 (6.2)	不検出 (11)	100
2	大和町(旧吉田村)	H25.11.13	不検出 (4.2)	不検出 (5.0)	不検出 (9.3)	
3	大和町(旧鶴巣村)	H25.11.13	不検出 (5.5)	不検出 (5.3)	不検出 (11)	
4	大和町(旧落合村)	H25.11.13	不検出 (4.9)	不検出 (5.3)	不検出 (10)	

※()内の旧市町村等は昭和25年時点の旧市町村名を示す。

※「不検出」とは、放射性物質の濃度が、検出下限値に満たない(検出下限値未満である)ことを指す。

また、「検出下限値」とは、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を指し、測定毎に異なる。